

入札公告 3 入札に参加する者に必要な資格（7）資格及び配置条件、（8）監理形態に係る条件は以下とする。

(1) 配置技術者の条件（一覧）

配置技術者の条件	監理形態				
	主任監督員 ※1	建築の監督員 ※2	補助監督員 ※3	電気設備担当 監督員	機械設備担当 監督員
資格	一級建築士	—			
技師区分※4	技師C以上				
工事監理実績	入札参加資格（8）の実績 ※5	—			

※1 「主任監督員」とは、工事監理業務を行う者をいう。

※2 「建築の監督員」とは、主任監督員が「(2)監理形態」に示すとおり工事監理業務を行えない場合において、主任監督員の統括のもと、現場で「(2)監理形態」に示すとおり工事監理業務を行う者をいう。

※3 「補助監督員」とは、工事現場において主任監督員、監督員を補佐する者をいう。

※4 「技師C」の資格及び監理業務経験年数は技師区分別業務経験年数による。

技師区分別業務経験年数（建築・設備工事監理）

技師区分	資格		学歴			
			専門科目及び専門学科を卒業			その他
	一級建築士 建築設備士 (注)	二級建築士	大学卒業	短大・高専・ 専門学校卒業	高校卒業	
技師C	取得後3年未満	取得後5年以上 ～8年未満	5年以上	8年以上	11年以上	14年以上

(注) 建築設備士については、本件の設備監理業務に限り、上記表の一級建築士と同等の取扱いとする。

※5 主任監督員は、「(3)主任監督員等の工事監理実績」に示す工事監理実績があること。ただし、建築工事の監督員を、「(3)主任監督員等の工事監理実績」に示す工事監理実績がある「(2)監理形態」に示す人員を配置する場合に限り、主任監督員に「(3)主任監督員等の工事監理実績」に示す工事監理実績は問わないものとする。

(2) 監理形態

ア 本監理委託の監理業務期間は、令和8年1月13日から令和11年5月31日までとし、監理工事内容は、下記のとおりとする。

・監理工事内容：建築工事

期間	監理態様		監理延べ日数 (延べ時間)	技師区分	備考
	配置人数	監理形態			
令和8年1月13日 ～ 令和11年3月31日	1.000人・日	常駐監理	38.63ヶ月	技師C	主任監督員又は 建築の監督員
令和11年4月1日 ～ 令和11年5月31日	0.555人・日	重点監理	160時間	技師C	主任監督員又は 建築の監督員

・監理工事内容：電気工事

期間	監理態様		監理延べ日数 (延べ時間)	技師区分	備考
	配置人数	監理形態			
令和8年1月13日 ～ 令和8年3月31日	0.111人・日	重点監理	43時間	技師C	電気担当 監督員
令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	0.166人・日	重点監理	288時間	技師C	電気担当 監督員
令和9年4月1日 ～ 令和9年9月30日	0.111人・日	重点監理	96時間	技師C	電気担当 監督員
令和9年10月1日 ～ 令和10年3月31日	0.055人・日	重点監理	48時間	技師C	電気担当 監督員
令和10年4月1日 ～ 令和10年9月30日	0.055人・日	重点監理	48時間	技師C	電気担当 監督員
令和10年10月1日 ～ 令和11年3月31日	0.111人・日	重点監理	96時間	技師C	電気担当 監督員

・監理工事内容：機械工事

期間	監理態様		監理延べ日数 (延べ時間)	技師区分	備考
	配置人数	監理形態			
令和8年1月13日 ～ 令和8年3月31日	0.111人・日	重点監理	43時間	技師C	機械担当 監督員
令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	0.166人・日	重点監理	288時間	技師C	機械担当 監督員
令和9年4月1日 ～ 令和9年9月30日	0.166人・日	重点監理	144時間	技師C	機械担当 監督員
令和9年10月1日 ～ 令和10年9月30日	0人・日	—	—	—	—
令和10年10月1日 ～ 令和11年3月31日	0.166人・日	重点監理	144時間	技師C	機械担当 監督員

イ 現場配置の監督員を統括指導する主任監督員が主任監督員として兼務できる件数は、5件までとする（他の発注者の業務も含む）。なお、その場合の1件あたりの業務量は0.2人・日として計算し他の重点監理業務を行う場合、本件と合わせて業務量が1人・日を超えてはならない。

ウ 業務委託履行期間中に重点監理として配置する主任監督員等、電気設備担当監督員及び機械設備担当監督員は、他の重点監理業務を行う場合、本件と合わせて業務量が1人・日を超えてはならない。

(3) 設備担当監督員の兼任要件

電気設備担当監督員は、以下の条件を満たす場合は機械設備担当監督員の業務を兼任すること

ができる。

・下表の資格（１）または資格（２）に掲げる資格のうちいずれか一つ

資格（１）	資格（２）
建築設備士 一級建築士 設備設計一級建築士 エネルギー管理士	技術士（衛生工学部門、機械部門） 管工事施工管理技士（一級、二級） 空気調和・衛生工学会設備士